

明石市

1. 明石市の概況

人口：292,078人（H28.2 現在推計人口）

面積：49.42 km²

障害者手帳所持者数	明石市 (H26.3 末現在)	全国
身体障害者手帳	12,026人	525.2万人
療育手帳	2,190人	94.1万人
精神障害者保健福祉手帳	2,007人	75.1万人

2. 明石市における現状と課題

(1) 障害者差別解消の取組の経過

明石市では、障害者差別解消の取り組みの第一段階として、手話言語・障害者コミュニケーション条例を制定するための検討委員会(平成26年9月から4回開催)を設置。

各地で手話言語条例が成立する中、明石市ではその必要性を認識した上で、ろう者以外のコミュニケーションに困難を抱える障害者へも配慮するため、市の責務に「事業者等に対する合理的配慮の支援」を明記し、従来の手話言語条例の趣旨である「言語としての手話の認識の確認」に加え、手話の他にも要約筆記や点字、音訳など障害者の幅広いコミュニケーション手段の利用を促進するための条例とした。(平成27年4月施行)

差別解消の第2段階の取り組みとして、翌年4月の障害者差別解消法の施行に向け、(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会(以下「検討会」)を設置。

4回の条例検討会を実施(2回目の検討会からモデル会議を兼ねる)。

○第2回検討会

*事業者書面ヒアリングの調査結果の報告 **資料参照**

*タウンミーティングの報告

*地域協議会の在り方(素案)について

○第3回～第4回検討会

*条例素案についての協議ととりまとめ

12月から翌年(平成28年)1月にかけて、条例素案に関するパブリックコメントを実施し、17人の市民から46件の意見応募有り。3月議会に条例案(明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例(以下「条例」))を提出。

(2) (仮称) 明石市障害者差別解消条例検討会（モデル会議）の課題整理

検討会では、条例に定める差別解消に必要な事項について議論を行い、以下の課題整理を行った。

①合理的配慮の提供支援に関する助成制度の創設

市民や民間事業者に対する合理的配慮の提供支援を実現することを基本理念とし、民間事業者等が、過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することのないよう、提供に際して発生する負担を軽減するための助成制度や民間事業者等の主体的な取り組みを支援する制度を新たに設ける。

②差別事案解決システムの構築

障害者差別解消法には明示されていない相談における差別事案の解決システムの導入。

ア) 相談・助言等

障害を理由とする差別が発生した場合に対応できる相談窓口を設置。障害者、家族、支援者、事業者等からの相談を受け付け、必要があれば差別したとされる側にも事情等を聞きながら解決に向けた調整を行う。

イ) あっせん手続き

相談を受けての調整を行っても、相手となる事業者等に応じてもらえない場合には地域協議会において、あっせんを行う。

ウ) 勧告・公表等

あっせん手続きを経過しても相手方が応じない場合には、勧告や公表その他の措置を想定。

③明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会の設置

明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会（地域協議会）を設置。

地域協議会は、当事者、支援団体、事業者、国や県等の関係機関等で構成し、障害を理由とする差別に関する地域の課題について協議するとともに、あっせん等の申立てがあった場合の審議等を行う。

地域協議会は、障害者差別解消法（第 17 条）の地域協議会を兼ねる。

3. (仮称) 明石市障害者差別解消条例検討会

■構成メンバー（計 24 名）

委員区分	所属及び職名
学識経験者・弁護士	西宮市権利擁護支援センター運営委員長（元東洋大学教授）
	神戸学院大学総合リハビリテーション学部准教授
	大阪弁護士会弁護士
社会福祉・保健医療関係者	兵庫県社会福祉士会会長
	明石市民生児童委員協議会障害福祉専門部会部会長
	医療法人社団医仁会譜久山病院院長

	医療法人社団東峰会関西青少年サナトリウムソーシャルワーカー室課長
障害者の支援者	明石市立木の根学園たんぼぼ工房管理者
	FOP明石事務局（難病当事者の親）
障害者又は障害者の家族	明石市身体障害者福祉協会会長
	明石地区手をつなぐ育成会会長
	明石ろうあ協会事務局長
	明石市視覚障害者福祉協会
	明石市障害者就労・生活支援センターあくと管理者
民間事業者	明石地区バス協会会長（神姫バス株式会社明石営業所 所長）
	株式会社エスコアハーツ常務取締役
	明石商工会議所副会頭
教育関係者	兵庫県立いなみ野特別支援学校進路指導副部長
関係行政機関の職員	明石公共職業安定所次長
公募市民	公募市民
	公募市民
	公募市民
	公募市民
	公募市民

4. モデル会議の実施状況

(1) モデル会議の開催経過

開催回次	開催日時	主な議題
第1回 モデル会議 (第2回検討会)	平成27年 8月18日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・市民タウンミーティング及び事業者書面ヒアリングの実施報告 ・(仮称)明石市障害者差別解消条例の方向性 ・障害者差別解消支援地域協議会（モデル事業関連） ・明石市における障害者差別解消支援地域協議会の在り方
第2回 モデル会議 (第3回検討会)	平成27年 10月13日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案 ・条例のポイントと検討論点
第3回 モデル会議 (第4回検討会)	平成27年 11月17日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・条例素案 ・合理的配慮の提供支援に関する公的助成制度(案)

(2) 平成27年度におけるモデル会議の主な成果

① 明石市障害者に対する配慮を促進し誰もが安心して暮らせる共生のまちづくり条例案の策定

(2.(2)の(仮称)明石市障害者差別解消条例検討会の課題整理を参照)

② 合理的配慮の提供支援に関する助成制度

<趣旨>

(仮称)明石市障害者差別解消条例は、市民に対する「合理的配慮の提供支援」を実現することを基本理念としているが、「合理的配慮」という概念は、障害者権利条約に端を発する比較的新しい概念であり、いまだ市民の間に定着しているとはいえないことから、市民の間で合理的配慮提供義務の履行を物理的、心理的に容易にし、過重な負担を理由として合理的配慮の提供を断念することのないよう、市民間における合理的配慮の提供に際して発生する経済的負担に対し、市が公的に助成する制度を新たに設けるもの。

<対象>

合理的配慮の提供を検討中の市民・事業者

(例) 事業者(営利・非営利不問)、自治会等の地域の団体 等

<制度概要>

ア) 合理的配慮を提供しようとする者(以下「申請者」という)から市長に対し、提供しようとする合理的配慮の内容と予算を申請

イ) あらかじめ要綱等で例示列挙したメニューに関しては、申請に応じて速やかに助成を決定

(メニューの例)

- ・点字による情報保障に必要な器具の購入、点字対応に要する費用
- ・筆談による情報保障に必要な器具
- ・知的障害のある人への情報保障に必要な器具の購入、写真・イラストによるコミュニケーションに要する費用
- ・段差解消のためのスロープ

ウ) 要綱に定めのないメニューに関する申請については、地域協議会へ諮問し、地域協議会で申請内容が合理的配慮の趣旨に沿うものか否か、金額が妥当であるか等を審査し、認否を決定

③ 明石市障害者の差別の解消を支援する地域づくり協議会

<所管事項>

ア) 合理的配慮の提供支援に関する事項

イ) 障害理解の研修啓発に関する事項

ウ) 相談事例の検討に関する事項

エ) あっせん等の申立に関する事項

オ) 本条例の施行状況に関する検討

カ) その他、障害を理由とする差別解消の施策に関する事項

(仮称) 明石市障害者差別解消条例事業者書面ヒアリング実施結果～概要～

1 実施の概要

期間：平成27年6月中旬より順次発送、回答締切は平成27年7月17日

実施方法：書面ヒアリング用紙を各事業所に送付。記載の上、期間内に返信いただいた。

書面ヒアリング送付件数：579件

回答数：157件（平成27年8月5日時点）

2 事業種別ごとの回答件数

不動産業	12社	医療・福祉	27社
飲食業	13社	運輸業	19社
卸売業	3社	小売業	26社
技術サービス等	12社	教育関連	7社
金融業	8社	建設業	4社
鉱業	1社	製造業	17社
美容業	2社	旅館業	3社
保険業	3社	その他・不明	5社

※複数回答あり

3 回答いただいた事業所の従業員数・障害のある従業員数

	従業員 ～20名	21名 ～ 100名	101名 ～ 300名	301名 ～ 500名	501名 ～	無回答	合計
障害者 0名/無回答	49社	47社	6社	1社	0社	5社	108社
1名	0社	14社	5社	0社	0社	1社	20社
2名	0社	4社	10社	1社	0社	0社	15社
3名	0社	0社	2社	2社	1社	0社	5社
4名	0社	0社	1社	1社	0社	0社	2社
5名	0社	0社	0社	2社	0社	0社	2社
6名	0社	0社	0社	1社	1社	0社	2社
7名	0社	0社	0社	1社	2社	0社	3社
合計	49社	65社	24社	9社	4社	6社	157社

4 障害のある従業員の障害種別

【身体障害】 37社 【知的障害】 8社 【精神障害】 3社
【発達障害】 1社 【難病】 2社 【その他・無回答】 111社

※複数回答あり

5 書面ヒアリング各質問に対していただいた回答の傾向

質問2 障害のある人への対応に関連して

回答のあったいずれの業種からも、困ったことがあったという回答がなされた。また、車いすの方の移動対応に関することと、知的・精神障害者への対応に困ったことがある、という傾向がうかがえた。知的・精神障害者への対応については、中には暴力行為への対応を迫られるなど、深刻な事例も見られた。しかし、最終的にサービス提供拒否をしたことがある、という回答は少なかった。

質問3 (顧客に対する)「合理的な配慮」に関連して

合理的な配慮の具体的内容を、「(当事者との)話し合いで決めた」とする趣旨の回答は33社であった。「事業所側の判断」という回答の場合も、なんらかの形で当事者との意見交換を行う、と回答した事業所がほとんどである。

回答者が可能と考える合理的配慮(質問3-3)については、基礎的環境整備(バリアフリー対応の設備への変更)や簡単なコミュニケーション支援(筆談、わかりやすい説明など)という回答が多かった。しかし、その反面、「どうしたらいいかわからない」という回答も複数社あった。これに対し、求められた合理的配慮のうち実現できなかったもの(質問3-4)については、設備に関するものと、人的支援(手話通訳の手配、医療的ケアの提供、介助者など)を要するものが多かった。

質問4 障害のある人の雇用に関連して

障害者雇用促進法の内容については、「知っている」が77社にとどまり、内容まで周知されているとはいいがたい状況が浮かび上がった。

採用時、あるいは採用後の悩みについては、知的障害・精神障害のある人を採用することに未だ抵抗が感じられた。また、健常者であっても人員削減の傾向が強い中で、障害のある人を採用する各社の「体力」的な限界も垣間見える結果となった。

質問5 その他差別解消に関するご意見

障害のある人への差別をなくすためのご意見を自由にお書きいただいたところ、多くの方から、普段障害のある人と接することが少ないために、どうしたらよいかわからない、まずは障害を理解する場(研修・当事者との交流など)があるとよい、という趣旨のご意見をいただいた。(以上)